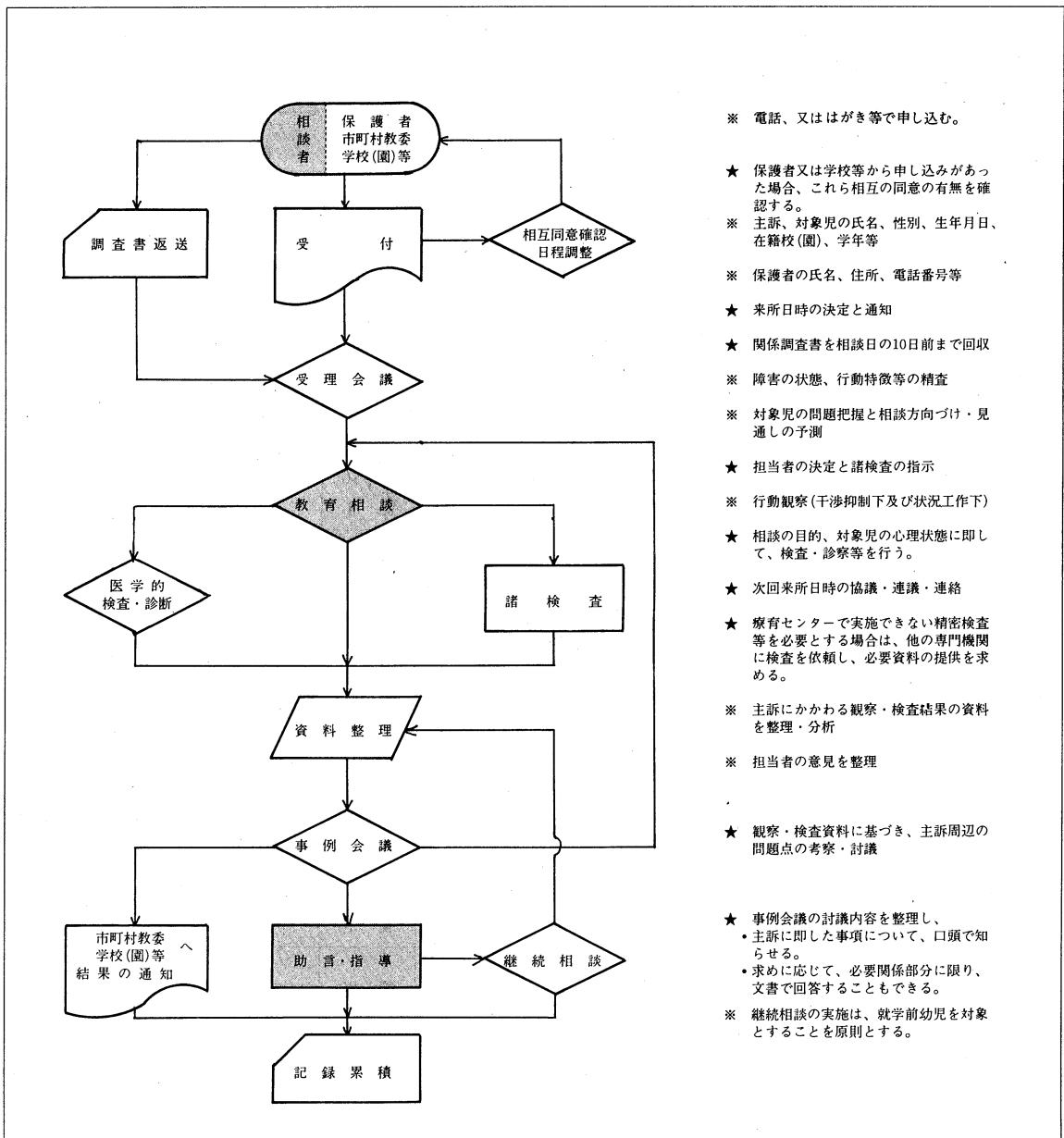


図6 教育相談のフローチャート



② 研修の目標と内容

まず、各講座の目標について述べ、その後に、各々の講座の内容、実施期間等を整理した一覧表を掲げる。

ア、養護・訓練研修講座

児童生徒の障害の多様化に応じた「養護・訓練」の指導原理と方法について専門的知識・技能の習得により、専門的な資質の向上に資する。

イ、軽度心身障害教育研修講座並びに

当センターが担当するのは、各種障害児教育に関する研修であり、ここで研修は、すべて教育研修における専門研修として位置づけられている。研修の企画運営に当たっては、各講座の特性を考慮して、継続的、累積的、発展的視野からできるだけ現実的教育指導に直結した内容・方法をとりあげ、職責遂行上必要な専門的知識・技能を重点的に習得し、専門的教育対応の充実を図るよう進める。

研修事業は、県下の教職員を対象として、養護教育にかかる専門職としての資質能力の向上をめざして行われる事業である。当センターが行う研修講座は、第三次福島県長期総合教育計画(昭和六十(一)七十年度)における養護教育の施策の基本方向に基づく「教職員現職教育計画」の一環をなすものである。

(2) 方針

研修事業